

## ○一関工業高等専門学校の学業成績の評価並びに学年の課程の修了，進級及び卒業の認定に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は，一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学業成績の評価（以下「評価」という。）並びに学年の課程の修了，進級及び卒業の認定について必要な事項を定めるものとする。

### (試験)

第2条 試験は，評価を行う際の資料として，必要な授業科目（以下「科目」という。）について実施するものとする。

- 2 試験の種類は，期末試験，中間試験，追試験，再試験及び再評価試験とする。
- 3 期末試験とは，前期，後期の各期末にそれぞれ実施期間を定めて行う試験をいう。
- 4 中間試験とは，単位数，適正な試験範囲，授業内容等様々なことを考慮して，補助的に前期，後期の各中間に行う試験をいう。
- 5 追試験とは，病気，けが，その他やむを得ない理由により中間試験，期末試験及び再試験の全部又は一部を受験できなかった者に対して実施する試験をいう。
- 6 再試験とは，試験成績不振の者に対して実施する試験をいう。
- 7 再評価試験とは，再評価を行う場合において実施する試験をいう。
- 8 試験はすべて100点満点で行うものとする。

### (追試験)

第3条 追試験を受けようとする者は，速やかに別紙様式第1号による追試験許可願（病気，けがの場合は医師の診断書又は本校所定の通院確認書を，その他やむを得ない場合は理由書を添付）を校長に提出し，その許可を受けなければならない。

- 2 追試験は，科目担当教員の責任において速やかに実施するものとする。
- 3 中間試験及び期末試験における追試験の最高点は100点とする。

### (再試験)

第4条 再試験の実施に必要な事項は別に定める。

- 2 再試験の実施については，別に定める時期に，原則として科目担当教員の責任において行うものとする。
- 3 再試験を受けた者の評価点の最高は第1学年から第3学年の科目は50点とし，第4学年及び第5学年の科目は60点とする。

### (再評価試験)

第5条 再評価試験を受けようとする者は，速やかに別紙様式第3号による再評価試験許可願を校長に提出し，その許可を受けなければならない。

- 2 再評価試験の実施については，別に定める時期に，原則として科目担当教員の責任において行うものとする。

(不正行為等に対する取扱い)

第6条 中間試験及び期末試験中に不正行為を行った者に対しては、その時以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の試験成績を零点とする。

2 停学等の懲戒処分の期間中に中間試験及び期末試験が実施された場合は、処分期間中に実施された科目の試験成績は零点とする。

(試験を欠席した者の取扱い)

第7条 正当な理由無くして中間試験及び期末試験を欠席したと認められる者に対しては、欠席した当該科目の試験の成績は零点とする。

(評価)

第8条 学習成果を把握し、学習指導を効果的に遂行するために評価を行うものとする。

2 すべての科目の評価は、担当教員のあらかじめ定めた評価法に基づき、100点法により行うものとする。

3 履修した科目の単位修得には、学年の評価として第1学年から第3学年は50点以上の評価点を必要とし、第4学年及び第5学年は60点以上の評価点を必要とする。

4 欠課時数が当該科目の履修単位時間数の4分の1を超える者に対しては、学年の評価点を第1学年から第3学年は50点未満とし、第4学年及び第5学年は60点未満とする。ただし、平常の成績が良好であり、正当な理由による欠課のために欠課時数が当該科目の履修単位時間数の4分の1を超えた者に対しては、不足時間を補講することにより学年の評価点を第1学年から第3学年は50点以上、第4学年及び第5学年は60点以上とすることができるものとする。

5 特別活動の評価の区分は、合格又は不合格とする。

6 学年の評価を指導要録及び成績証明書に記載するときは、評語及び「合」又は「不合」で表記するものとする。

(再評価)

第9条 校長が必要と認めたときは、再評価試験等を実施し、再評価を行うことができるものとする。

2 再評価における評価点の最高を第1学年から第3学年の科目は50点、第4学年及び第5学年の科目は60点とし、再評価の結果は、別に定める時期までに別紙様式第4号による再評価報告書を教務係へ提出するものとする。

(評語)

第10条 学年の評価に基づくその学年の学業成績を「優」、「良」、「可」及び「不可」の評語によって表し、その区分は次表のとおりとする。

学年 評語	第1学年から第3学年	第4学年及び第5学年
優	80点以上	80点以上

良	70点以上80点未満	70点以上80点未満
可	50点以上70点未満	60点以上70点未満
不可	50点未満	60点未満

(成績の通知)

第11条 評価の結果は、前期末及び学年末において学生及び保護者に通知するものとする。  
2 学生及び保護者に通知する書類の様式は、別紙様式第5号による成績通知表とする。

(校外実習)

第12条 学則第14条第2項の別表第2に規定する校外実習は、教員の指導に基づき、学校が必要と認めて実施する授業で、その詳細は、本校の校外実習に関する規則の定めるところによる。

(課題研究)

第12条の2 学則第14条第2項の別表第1及び別表第2に規定する課題研究Ⅰ及びⅡは、教員の指導に基づき、学校が必要と認めて実施する授業で、その詳細は、本校の課題研究に関する規程の定めるところによる。

(特別学修)

第13条 学則第14条の3及び第14条の4の規定に基づく別に定める事項（次条に規定する自由科目を除く）は、本校の特別学修に関する規程の定めるところによる。

(自由科目)

第13条の2 学則第14条の3の規定に基づき履修する他の高等専門学校科目のうち、本校の教育課程と関連性の薄い授業科目その他の教務委員会が認める科目は、自由科目として単位を認定する。  
2 前項の自由科目の履修及び成績評価については、独立行政法人国立高等専門学校機構の定めるところによる。

(換算欠席日数)

第14条 換算欠席日数は、欠席日数に、欠課時数6を欠席日数1日に換算したものを加えたものとする。

(学年の課程の修了、進級及び卒業の認定)

第15条 学年の課程の修了、進級及び卒業の認定は、進級及び卒業判定会議にはかり校長が行うものとする。  
2 第1項の認定に当たっては、次の各号の基準により行うものとする。  
一 学則第14条第2項別表第1及び別表第2に定める学年毎の必修科目及び履修要件が付された選択科目を履修していること。

- 二 特別活動が合格であること。
  - 三 学年の課程の修了，進級の認定に当たっては，別表 1 に定める累計修得単位数以上の単位を修得していること。また，必修科目の未修得単位数は別表 2 に定める単位数を超えてはならない。さらに，修得した単位の中に学年毎に定める別表 3 の科目を含むこと。
  - 四 未修得の必修科目又は選択必修科目を有した状態で学年の進級を認定されていた者は，進級した学年で前学年におけるそれら未修得の科目の単位をすべて修得していること。
  - 五 卒業の認定に当たっては，一般科目 75 単位以上，専門科目 82 単位以上を含む累計修得単位数が 167 単位以上であること。かつ，必修科目はすべての科目を修得し，選択必修科目は付された修得要件を満たしていること。
- 3 前項第三号及び第五号に定める単位数には，学則第 14 条の 3 及び第 14 条の 4 の定めにより認定された単位を含めることができるものとする。ただし，第 13 条の 2 に規定する自由科目は，当該単位数には含まない。
  - 4 第 2 項各号に掲げる基準を満たすことができない者及びその他必要と認められた者について，特別な理由があると校長が認めた者については，進級及び卒業判定会議で審議のうえ，総合的に判断するものとする。

(原級留置)

- 第 16 条 前条の審議の結果，学年の課程の修了を認定されない者は，原級留置とする。
- 2 原級留置となった者の当該学年における修得単位は有効とする。また，これら当該学年で修得した科目についても再履修できるものとし，再履修した科目の評価は，前年までに修得した際の評価と比較して上位の評価を最終評価とする。
  - 3 原級留置となった者が履修又は再履修をしようとするときは，別に定める期間内に別紙様式第 6 号の履修・再履修許可願を学級担任の確認を得た後，校長に提出して，その許可を受けなければならない。

(編入学)

- 第 17 条 校長は，高等学校から第 4 学年に編入学した者については，当該編入学科の本校第 1 学年から第 3 学年までの履修単位を修得したものとみなすものとする。
- 2 第 3 学年に編入学した外国人留学生については，前項に準じるものとする。ただし，第 3 学年で履修する国語Ⅲ，政治・経済及び英語表現Ⅱ（各 2 単位計 6 単位）に換えて，日本語Ⅰ，日本語ⅡA及び日本語ⅡB（各 2 単位計 6 単位）を履修しなければならない。

(選択必修科目及び選択科目の履修に関する届け出)

- 第 18 条 選択必修科目及び選択科目を履修しようとする者(第 1 学年から第 3 学年を除く。)は，原則として履修を希望する前年度の 1 月中旬までに別紙様式第 7 号の履修届を学級担任の確認を得た後，校長に提出しなければならない。

(雑則)

- 第 19 条 この規則の実施について必要な事項は，別に定めるものとする。

別表 1

学年	累計修得単位数	備 考
1 学年	2 3 単位以上	特別活動が合格であること。
2 学年	5 5 単位以上	特別活動が合格であること。
3 学年	8 9 単位以上	特別活動が合格であること。
4 学年	1 2 8 単位以上	

別表 2

学年	未修得の必修科目単位数
3 学年	4 単位
4 学年	4 単位

別表 3

学 科	学年	授 業 科 目 名	単位数	備 考
未来創造工学科 機械・知能系	2 学年	機械工作実習	2 単位	
		機械設計実習	2 単位	
	3 学年	機械システム設計実習 機械システム制御実習	2 単位 2 単位	
未来創造工学科 電気・電子系	2 学年	電気情報工学基礎実験 I	2 単位	
	3 学年	電気情報工学基礎実験 II	4 単位	
	4 学年	電気情報工学応用実験 I 創成工学実験	2 単位 2 単位	
未来創造工学科 情報・ソフトウェア系	2 学年	プログラミング演習	2 単位	
	3 学年	情報工学基礎実習 I 情報工学基礎実習 II	2 単位 2 単位	
		4 学年	社会実装演習 I 社会実装演習 II	2 単位 2 単位
未来創造工学科 化学・バイオ系	2 学年	分析・無機化学実験	4 単位	
	3 学年	有機化学実験 物理化学実験	2 単位 2 単位	
		4 学年	化学工学・バイオ実験 I	4 単位
機械工学科	2 学年	機械設計実習 II	2 単位	
	4 学年	機械工学実験 I A 機械工学実験 I B	1 単位 1 単位	
電気情報工学科		2 学年	電気情報工学基礎実験 I	2 単位
	3 学年	電気情報工学基礎実験 II	4 単位	
	4 学年	電気情報工学応用実験 I 創成工学実験	2 単位 2 単位	
制御情報工学科	2 学年	工作実習	2 単位	
	3 学年	工学実験 I	2 単位	
	4 学年	創成工学実験	2 単位	
物質化学工学科	2 学年	分析化学実験 無機化学実験	2 単位 2 単位	
		3 学年	有機化学実験 物理化学実験	2 単位 2 単位

	4 学年	物質化学工学実験実習 創成化学工学実験	4 単位 1 単位	
--	------	------------------------	--------------	--

附 則（平成19年4月27日規則第46号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月12日規則第80号）  
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第18号）  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月9日規則第1号）  
この規則は、平成22年6月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日規則第18号）  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月9日規則第13号）  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日規則第20号）  
この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第6号）  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月9日規則第16号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月2日規則第46号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日規則第17号）  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月7日規則第13号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月7日規則第5号）

この規則は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月3日規則第25号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月4日規則第6号）

この規則は、令和4年8月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月4日規則第7号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日より施行する。
- 2 令和5年度以前に履修した科目に関する再評価における評価点の最高は、第9条第2項の規定にかかわらず、全学年とも60点とする。